

課税
対象

30～60分程度で申請できます

持続化給付金

定員
20名

申請サポート会

要
予
約

中小法人は最大200万円・個人事業主等は最大100万円の給付

POINT

今年度と昨年度の同月の売上を比較！



今年の売上が昨年の50%以下の月が対象

給付額の計算方法（上限額あり）！

POINT



昨年の総売上（1年間の売上）

－（前年同月比▲50%月の売上×12か月）

参加
無料

日程 2020年9月17日（木）

時間 19:00～20:00（申請完了次第流れ解散）

会場 建設ユニオン世田谷支部 3階会議室

申込 支部へ電話にて申込みをお願いします。
新型コロナウイルス感染拡大防止のため定員を15名とさせていただきます。あらかじめご了承ください。



当日の持ち物

次頁をご参照ください

お問い合わせ：首都圏建設産業ユニオン 世田谷支部 大北

TEL 03-3425-0881

住所 〒154-0017 東京都世田谷区世田谷3-6-10

URL <https://union-setagaya.jp/>



申請会にご持参頂くもの

※は必須。当日必ずお持ちください。スマホがない方は別途ご相談ください。

※ 2019年(平成31年度・令和1年度)確定申告書類

—法人の場合—

① 事業税の確定申告書

②、③ 法人事業概況説明書(2枚とも)

計3点

※ 可能であれば決算書類一式をお持ちください。電子申請の方は「受信通知」も必須です。

—個人の場合—

① 所得税の確定申告書の第一表

②、③ 青色申告決算書【1、2枚目】(白色申告の場合は不要)

計3点

※ 可能であれば申告書類一式お持ちください。電子申請の方は「受信通知」も必須です。

※ 売上減少となった月の売上台帳

経理ソフトから抽出したデータや、エクセルで作成したデータ、手書きの売上帳など様式は問われておりませんので、フリーの様式でOKです。ただし売上減少月を必ず記載してください。

※ データで管理している場合は、当日印刷してお持ちください。

建設ユニオン世田谷支部のホームページにエクセルのフリー様式がありますので、ご自由にお使いください。

※ 通帳 (法人:法人名義 / 個人:申請者本人名義)

通帳の表紙と通帳を開いた1・2ページ目が必要となります。また、電子通帳の場合は、画面のコピーをご持参ください。

※ 身分証明証(個人事業主のみ)

運転免許証やマイナンバーカードなどの顔写真付きのものです。パスポート、健康保険証は住民票も必要となりますので、併せてご準備ください。

スマートフォン

当日は必要書類の写真を撮りながら進めていきますので、カメラ付きのスマートフォンをご持参ください。スマートフォンをお持ちでない方は、別途ご相談ください。

GメールやYahooメールなどのフリーアドレス

申請の手順は ①メールアドレス入力から仮登録 ②登録したメールアドレスに来るメールから任意のIDとパスワードを設定して本登録 ③本登録後、マイページから申請 となっています。フリーアドレスの方が、仮登録後のメールが届きやすいので、事前にご準備ください。可能であれば本登録まで進めて頂くと当日スムーズに申請が進められます。※ IDとパスワードをお忘れないようお願いいたします。

ご不明点は支部へご連絡ください。TEL03-3425-0881